

妊婦健診および検査について

妊婦健診の時期・間隔

当院では、妊娠週数・出産予定日確定（妊娠10週頃）後に、妊婦健診（母子手帳を持参する診察）を行っております。

通院の間隔は、

～23週（～6ヶ月）	4週毎
24週～27週（7ヶ月）	2週毎
28週～35週（8～9ヶ月）	2週毎
36週～分娩まで	毎週

となります。

妊婦健診受診時には、次の項目を必ず検査して妊娠経過の把握と確認をしています。

血圧、尿検査（尿蛋白、尿糖）、むくみ、腹囲、子宮底長、児心音、超音波検査

外診、必要に応じて内診

通院間隔、検査項目は、妊婦さん毎に必要なに応じて変わることがありますので受診の都度確認して下さい。

妊娠初期検査

初回の妊婦健診時に行います。妊婦健康審査診票を使用すると検査・診察の一部が公費負担となります（お住まいになっている市町村により、費用が後日清算になる場合があります）。

○ 血液型検査

分娩には出血がつきものです。妊婦の血液型をあらかじめ把握しておくことは不測の事態に備えるうえで大切なことです。また、日本人の1%がRhマイナスの血液型です。この場合、胎児に溶血、水腫などが生じることがあり、これに対する早期診断上も大切なことです。

○ 不規則性抗体スクリーニング検査

分娩時の多量出血に対する予備的な検査です。万が一、輸血になった場合に備えます。母体血中に特殊な不規則性抗体が存在すると、胎児に貧血や黄疸が起こることが知られています。

○ 末梢血検査

この検査は、血色素量、白血球数、赤血球数、血小板数などを調べる検査です。貧血など血液疾患の診断に有用です。貧血が強いと胎児発育が障害されたり母体の健康を損ねたり

します。また、血小板減少症などの診断にもなります。

○ 血糖

糖尿病が妊娠をきっかけに発見されたり、既に糖尿病に罹っていて、妊娠中に発見されることがあります。既に糖尿病と分かっている妊娠された場合を糖尿病合併妊娠、妊娠中にはじめて対糖能低下（糖尿病の傾向）が指摘された場合を妊娠糖尿病といいます。

糖尿病とは、血糖値が高い病気です。妊娠・出産へ及ぼす影響としては、子宮内胎児死亡（2～3%）、巨大児（20～30%）、新生児低血糖などがあります。糖尿病のスクリーニングの方法としては、尿検査（尿糖の有無）の他、随時血糖110mg/dl以上などがあります。当院では、妊娠初期に血糖を測定し、糖尿病の傾向が見られた場合には、精密検査を行い母子予後の改善に努めております。

○ 梅毒検査

梅毒は、以前に比べて少なくなっていますが、最近10年間では増加傾向にあります。妊娠中の梅毒感染は胎児に先天梅毒を生じます。妊娠中に母体の梅毒感染が証明された場合、適切な治療によって先天梅毒を防ぐことができます。このために妊娠初期に梅毒の検査を実施しています。

○ B型肝炎ウイルス検査

B型肝炎ウイルスは、慢性肝炎、肝硬変、肝臓癌の原因となるウイルスです。母体がB型肝炎ウイルスをもっている場合（キャリアー）新生児にもB型肝炎ウイルスが感染することがあります。母体がB型肝炎ウイルスをもっていることがこの初期検査で判った場合、その感染力の強さなどを追加検査します（この時は保険扱いとなります）。追加検査により感染力が強いと判断された場合には、分娩後に新生児へB型肝炎の予防注射が行われます（保険扱い）。また、感染力は強くないと判断されても感染の可能性が若干ありますので、家族の希望に応じて予防注射を行うことができます（保険扱い）。

○ C型肝炎ウイルス検査

C型肝炎ウイルスは、B型と同様な病気の原因となります。近年になって確認されたもののため、胎児や新生児に対する感染に関しては不明な点も多く、感染予防法も確立されていませんが（最近の知見では、帝王切開による出産のほうが経膈分娩より赤ちゃんへの感染率は低いと報告があります）、母体がC型肝炎ウイルスに感染している場合には、分娩後に新生児管理を行う必要があります。

○ 風疹抗体検査

妊娠中に風疹にかかると、胎児に先天性風疹症候群を生じることがあります。風疹にかかった週数に応じて、胎児には心奇形、白内障、難聴などを生じます。風疹は一度かかれば、一生免疫を持ち妊娠中もほとんど心配ありませんが、今迄にかかったことの無い妊婦さんは注意が必要です。この検査では、今迄に風疹にかかったか否か、また最近になって、風疹にかかったか否かが判ります。

○ トキソプラズマ抗体検査（希望により実施）

トキソプラズマは、猫のフン、豚や羊の生肉より母体に感染し胎盤を通じて胎児に移行して、先天性トキソプラズマ症を生じる微生物です。胎児には小頭症、精神運動障害などが起こります。しかし、猫を飼っていてもすべての猫がトキソプラズマを持っている訳ではありませんので、この検査で、母体のトキソプラズマ感染の有無が判ります。

○ ヒト免疫不全ウイルス（HIV）検査

AIDS（エイズ：後天性免疫不全症候群）の原因は、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染です。世界中に3320万人のHIV感染者が存在すると言われ、毎年約200万人がエイズで死亡しています。

HIVに感染すると、それにより引き起こされるAIDSにより、不幸な転帰をとる場合が少なくない現状です。その理由は、現在まで、エイズに対する完全な治療や予防法が、開発されていないからです。HIVに感染する場合としては、

- （１）HIVを持っているパートナー（異性、同性）との性交、
- （２）HIVを持っている人の血液から、
- （３）HIVを持っている妊婦から妊娠・分娩を介して、胎児・新生児へ

の3つの場合であり、呼吸器や消化器からの感染はなく、また、一般の家庭生活や社会生活からの感染もありません。しかしながら、我が国においても、最近、HIV抗体が陽性と診断される患者は確実に増加中で、今や大きな社会問題ともなっています。報告によると、日本のHIV感染者の50%が29才以下、男女別に見ると、女性のHIV感染者の90%が29才以下となっています。女性の妊娠・分娩可能な年齢層にHIV感染者が多く見られるということは、妊娠・分娩を介した胎児・新生児への感染が危惧されます。

妊娠している女性にHIVの検査をする目的は、もちろん本人が感染しているか否かをみるためですが、それ以外に、もし陽性であった場合、赤ちゃんに対する影響、家族に対する注意、診察する医療従事者の対応などの問題が起こるためです。

妊婦がHIV感染者の場合、胎児・新生児に感染する割合は約30%です。原因は、母体より胎盤を介して感染する胎内感染、分娩時に感染する産道感染、生後に母乳より感染する母乳感染などがあります。事前に妊婦がHIV感染の有無を検査してあれば、もし感染していた場合でも分娩法の選択、人工乳の選択、保健指導などで、胎児・新生児への感染率を減らすことが可能です。また、出生した児の管理の面でも早期からの対応が可能となります。

このような社会情勢、妊娠・分娩をめぐる諸問題を憂慮し、当院では妊婦さんにAIDS検査（HIVに感染しているかを抗体の有無で判断する検査）を行っています。

妊娠後期検査

妊娠30週頃に行います。

○ 末梢血検査

妊娠初期検査の項参照。

○ 成人T細胞白血病ウイルス（ATLA）検査

ATLAウイルスは、成人T細胞白血病の原因ウイルスです。このウイルスは、九州などの西日本に多く見られます。ATLAウイルスに感染すると、0.1%の方が成人T細胞白血病を発症するとの報告があります。妊婦さんが、このウイルスに感染している場合、新生児には母乳を介して感染します。母乳を回避し人工乳を与えたり、母乳を凍結処理してから与えるなどの方法をとれば、ATLAウイルスの母子感染を予防できます。

○ 膣分泌物培養検査

この検査は、いわゆる膣炎になっているかを調べるものです。妊娠中は膣炎を起し易くなっていますので、健診の際にその徴候があれば検査を行います。

さらに、分娩の際の児への感染予防を早期に行うために全員に行います。この時には、特にカンジダとB群溶連菌（GBS）の検出を主な目的としています。この2つの菌は、共に日常的に存在するもので、母体に対しては膣炎などを起こす程度です。治療にも比較的よく反応し、妊娠中に検出された場合にはその都度治療を行います。

もしも、分娩の時にカンジダまたはGBSが膣内にいると、カンジダでは、新生児の眼、口腔内（鵝口瘡）、消化管などに感染を起こすことがあります。また、GBSでは同様に、全身感染となり敗血症、髄膜炎、肺炎などが稀に重症化して生命の危険にさらされることがあります。新生児はまだ抵抗力が弱いので、このようなことにならないように、早期に発見し予防することが大切です。

妊娠36週以降の検査

○ NST

ノン・ストレス・テスト（Nonstress Test = NST）とは、お腹にコードを着け、胎児心拍数と子宮収縮の有無を見る検査です。胎児が元気であるか、お腹のはり（子宮収縮）の有無や状態を調べます。妊娠36週以降の健診の際に毎回行います。

○ 胎盤機能検査

胎盤は母体と胎児の間で、母体の血液から、酸素や栄養分などの成長に必要なものを胎児に送り、胎児の血液から、二酸化炭素や老廃物など不要なものを母体に移す働きがあります。もし、この胎盤機能が低下すると、このような働きが不十分となり、胎児発育が遅れたり、止まってしまいます。最悪の場合には、胎児機能不全や胎児死亡につながる可能性があります。この検査では、分娩に向かってこの徴候がないかどうかを調べます。検査内容は、尿検査でE3という項目を必要に応じ調べます。

超音波検査

当院では、超音波検査を適宜行っています。

超音波検査の目的は、赤ちゃんの発育の確認、赤ちゃんの子宮内での位置や向きの確認、胎盤の位置の確認、赤ちゃんの異常の有無の確認などです。赤ちゃんの異常が超音波検査で全て発見できる事が理想ですが、現在の産科医療において、異常の全ては発見出来ません。産まれてきてからわかる異常も存在します。

※ 100%万能な検査ではありません。